立川市における東京都主任介護支援専門員更新研修受講者推薦基準

第１　目的

　この基準は、「東京都主任介護支援専門員更新研修事業実施要綱」（平成２８年４月１日付２７福保高介第１４３７号。以下「都実施要綱」という。）に基づき、立川市が東京都主任介護支援専門員更新研修の受講者を推薦するうえで必要な事項について定める。

第２　対象者

　都実施要綱３に定める要件を満たす者とする。

第３　推薦基準

　次に掲げる要件の全てに該当し、主任介護支援専門員として一定の活動実績があり、かつ、本研修の修了後も引き続き、地域の中核となって活躍しうる高い能力及び意欲があると立川市が認めた者を受講者として推薦する。

　（１）勤務する事業所等の要件

　　　ア　勤務している事業所の実地検査（都、保険者の実地指導等）の結果に特に問題がなく、指導等が終結していること。なお、実地検査等の結果、報酬の返還が発生している場合、その報酬の返還が完了していること。

　　　イ　特定事業所集中減算に該当していないこと（居宅介護支援事業所に限る）。

　　　ウ　集団指導等に参加していること。

　（２）受講を希望する介護支援専門員の要件

　　　ア　東京都の定める受講要件を満たし、提出書類に不備がない者

　　　イ　他の介護支援専門員に適切な指導・助言、さらに事業所における人材育成及び業務管理を行うことができ、また、地域包括ケアシステムを構築していくために必要な情報の収集・発信、事業所・職種間の調整を行うことにより地域課題を把握し、地域に必要な社会資源の開発やネットワークの構築など、個別支援を通じた地域づくりを行うことができる者

　（３）（１）イを満たさない場合でも、特別に推薦すべきと判断する場合は、推薦できるものとする。

第４　区市町村が認める要件等

　１　主任介護支援専門員としての実践要件

　　　都実施要綱３(2)クに定める「区市町村が認める要件に該当する者」は、主任介護支援専門員としての役割を実践している者であって、次のいずれかに該当する者とする。

　（１）都内の区市町村が実施する初任段階の介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員が現場での実習型研修を行う事業に初任段階の介護支援専門員の指導者（アドバイザー）として協力した実績がある者

　（２）立川市居宅介護支援事業所連絡会（名称変更前の立川市介護支援専門員連絡会を含む。以下同じ。）の幹事を２年程度以上勤め、連絡会の企画・運営に携わり、介護支援専門員の連携体制構築および地域の多様な関係機関･関係者と介護支援専門員とのネットワーク構築に貢献した実績がある者

　（３）他の介護支援専門員に対し、適切な相談対応、助言若しくは指導を行う会を定期的に開催する等、介護支援専門員を育成及び支援する活動の企画・運営に２年程度以上携わり、地域のケアマネジメント支援体制の構築に貢献した実績がある者

　２　主任介護支援専門員としての資質向上要件

　　　都実施要綱３(3)オに定める「区市町村が認める要件に該当する者」は、主任介護支援専門員として資質向上を図っている者であって、次に掲げる要件に該当する者とする。

　（１）やむを得ない事情（病気、出産・育児、介護）により都実施要綱３(3)アの毎年度４回以上の要件を満たすことができないが、年平均４回以上又は当該期間の属する年度を除き毎年度４回以上ある等、「毎年度４回以上」と同等程度、研修等に参加している者

第５　選考（審査）

　　　審査は、提出書類により、推薦を受けようとする者の考え方、資質、活動意欲及び活動状況、並びに地域包括支援センターの意見等を踏まえ推薦する者を決定し、順位付けを行ったうえで、東京都に推薦する。

第６　研修修了後の協力等

　１　推薦を受けようとする者が、立川市の推薦を受けて本研修を修了したときは、以下の協力等を行う。

　（１）立川市及び地域包括支援センター等が行う研修、連絡会、事例検討会、情報交換会、地域連携会議及びケアプラン点検等、主任介護支援専門員の役割を担う事業に積極的に参加、協力すること。

　（２）立川市居宅介護支援事業所連絡会が行う活動、事業の企画・運営及び講師依頼等に可能な限り協力すること。

　（３）支援困難事例の受入れに積極的に取り組むこと。

　（４）地域のニーズ、課題等を把握し情報共有を図るとともに、介護支援専門員に対する指導・助言等の役割を担うこと。

　２ 前項に規定する協力等について、推薦を受けようとする者は、法人と十分に協議し、法人がその活動に配慮する旨の同意を得ること。

　３ 主任介護支援専門員更新研修修了者として、地域包括支援センター及び介護サービス事業者等への情報提供に同意すること。

　４ 勤務先の変更・退職時等には、立川市の主任介護支援専門員担当までその旨を連絡すること。

第７　情報の非開示

　　　この基準による研修受講の推薦者及び研修受講希望者に係る推薦の有無に関する情報は、推薦に係る事務の執行のために東京都福祉保健局に提出する場合その他条例の規定により開示する場合を除き、開示しない。

第８　雑則

　　　この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

　　　この基準は、令和元年５月１日から施行する。

附則

　　　この基準は、令和２年４月１日から施行する。